

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 4
【根拠条文】	法第27条の26第2項第2号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 米山 学朋
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【報告義務発生日】	2026年9月30日
【提出日】	2026年10月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ミスミグループ本社
証券コード	9962
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1986年11月1日
代表者氏名	小林 隆宏
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	金融商品取引法に基づく投資運用業 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業 その他前各号に付帯または関連する一切の事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 運用監理部 鈴木 淳一
電話番号	03-6453-3560

(2)【保有目的】

投資信託契約、投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の 23 第3項本文	法第27条の 23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の 23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			7,708,900	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X 7,708,900	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 7,708,900			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち 保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年9月30日現在）	AD 285,304,897
提出者及び共同保有者の 保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で 引渡請求権等の権利が存在するもの として控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）	2.70
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	3.59

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等消費貸借契約（貸）（株・口）	
大和証券株式会社	3,200
野村証券株式会社	403,200

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1959年12月1日
代表者氏名	ステファニー・ドゥルーズ
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資運用業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ビジネス・レギュラトリー・コンプライアンス部 雄谷敦史
電話番号	050-5785-6493

(2) 【保有目的】

証券投資信託及び投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の 23 第3項本文	法第27条の 23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の 23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			5,537,300	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P

対象有価証券カバードワラント	C		J	Q		
株券預託証券						
株券関連預託証券	D		K	R		
株券信託受益証券						
株券関連信託受益証券	E		L	S		
対象有価証券償還社債	F		M	T		
他社株等転換株券	G		N	U		
合計（株・口）	V	W	X	5,537,300	Y	
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z					
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	AA					
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB					5,537,300
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち 保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC					
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）						

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年9月30日現在）	AD	285,304,897
提出者及び共同保有者の 保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で 引渡請求権等の権利が存在するもの として控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）		1.94
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		2.11

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

- （１） 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
- （２） アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の 23 第3項本文	法第27条の 23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の 23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			13,246,200	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X 13,246,200	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 13,246,200			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち 保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年9月30日現在）	AD	285,304,897
提出者及び共同保有者の 保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で 引渡請求権等の権利が存在するもの として控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）	4.64	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	5.70	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	7,708,900	2.70
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	5,537,300	1.94
合計	13,246,200	4.64